

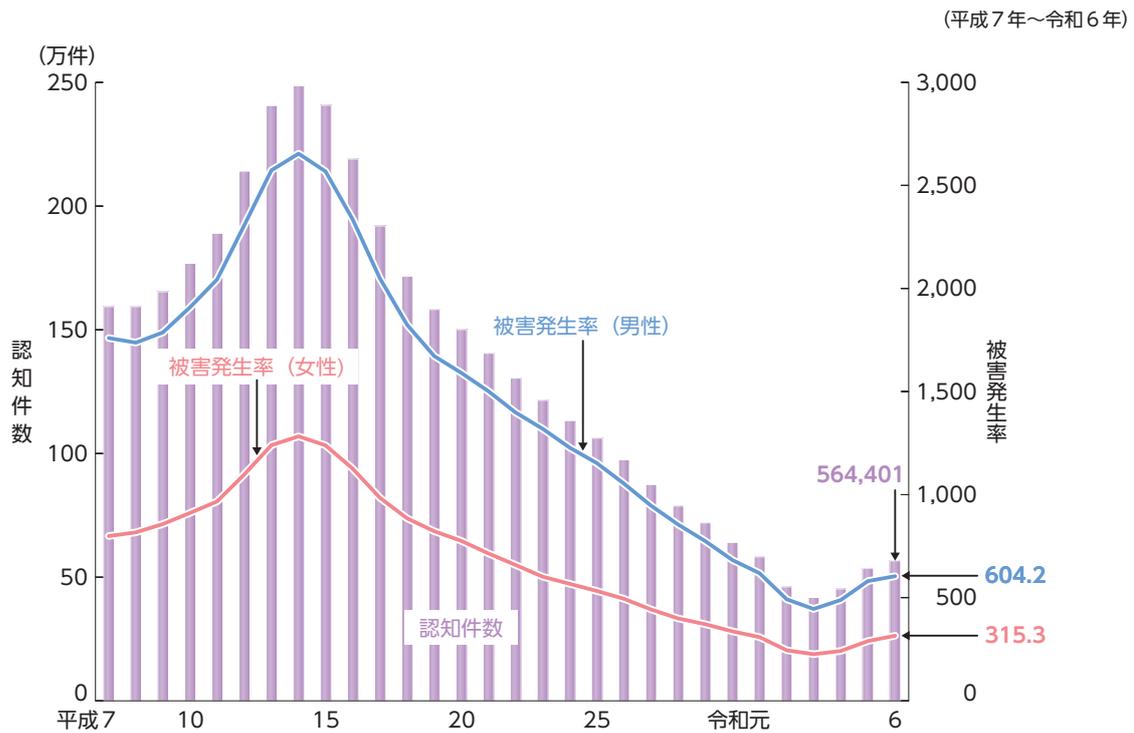


この章において、「被害者」とは、犯罪により害を被った者をいうが、放火や公務執行妨害等の社会的・国家的法益が保護法益である犯罪については、家屋の放火により害を被った所有者や居住者等、公務執行妨害では暴行を受けた公務員等を「被害者」として扱う。

## 第1節 被害件数

6-1-1-1図は、人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下この章において同じ。）の推移（最近30年間）を見たものである。平成14年に認知件数248万6,055件、被害発生率1,950.1を記録した後、いずれも、減少・低下し続けていたが、令和4年から3年連続して増加・上昇し、6年の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の97.0%の水準にまで達した。

6-1-1-1図 人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。  
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。  
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

6-1-1-2表は、令和6年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見たものである（一部の罪名について、更にその被害者の人員の推移を見たものとして、7-2-1-4図及び7-2-1-5図参照）。同年の認知件数は、前年と比べ、総数が2万8,431件（5.3%）増加しているところ、被害者の年齢層別に見ると、全ての年齢層において増加しており、中でも13～19歳（前年比1万178件（12.2%）増）の増加が顕著である。13～19歳について、増加した罪名を見ると、窃盗（同5,548件増）、性的姿態撮影等処罰法違反（同2,445件増）、不同意性交等（同713件増）の順であった（CD-ROM参照）。なお、5年7月、性的姿態撮影等処罰法が施行されたことに留意が必要である（第1編第1章第2節4項及び第2編第1章1項（3）参照）。

6-1-1-2表 人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

罪 名	総 数		13歳未満		13～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上		
	総数	女子・女性	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子
総 数	560,690 (100.0)	200,462 (35.8)		13,253 (2.4)	5,411 (40.8)	93,398 (16.7)	31,979 (34.2)	114,224 (20.4)	44,823 (39.2)	76,254 (13.6)	26,632 (34.9)	78,686 (14.0)	25,362 (32.2)	101,936 (18.2)	31,940 (31.3)	82,939 (14.8)	34,315 (41.4)
殺 人	958	409		61	33	64	35	163	57	127	44	110	31	189	71	244	138
強 盗	1,271	381		7	5	132	32	292	98	196	46	195	49	269	71	180	80
放 火	533	170		2	1	4	2	16	10	31	17	66	15	177	47	237	78
不同意性交等	3,936	3,780		352	300	1,593	1,530	1,271	1,240	410	405	208	204	85	84	17	17
暴 行	29,250	12,386		1,357	471	3,028	1,193	6,047	3,006	5,197	2,359	5,111	2,116	5,638	1,973	2,872	1,268
傷 害	22,292	8,260		1,304	415	2,800	687	4,853	2,125	3,643	1,522	3,569	1,311	3,916	1,262	2,207	938
脅 迫	4,481	1,973		58	21	557	307	910	519	737	324	816	318	922	306	481	178
恐 喝	1,668	288		25	4	550	60	511	100	191	35	160	37	165	31	66	21
窃 盗	364,765	111,773		7,771	2,426	74,373	20,525	78,506	25,180	48,242	14,503	48,313	13,980	60,128	17,518	47,432	17,641
詐 欺	47,809	23,662		9	1	904	568	6,021	3,340	5,376	2,407	6,598	2,686	12,003	4,901	16,898	9,759
横 領	1,019	195		2	-	20	6	98	31	229	37	270	28	264	52	136	41
不同意わいせつ	6,992	6,629		991	865	2,137	2,019	2,383	2,303	736	715	436	425	239	232	70	70
性的姿態撮影等処罰法	8,436	8,167		460	424	3,375	3,316	2,982	2,897	902	860	473	448	220	205	24	17
略取誘拐・人身売買	588	461		217	139	303	283	42	26	14	10	5	2	6	-	1	1
その他	66,692	21,928		637	306	3,558	1,416	10,129	3,891	10,223	3,348	12,356	3,712	17,715	5,187	12,074	4,068

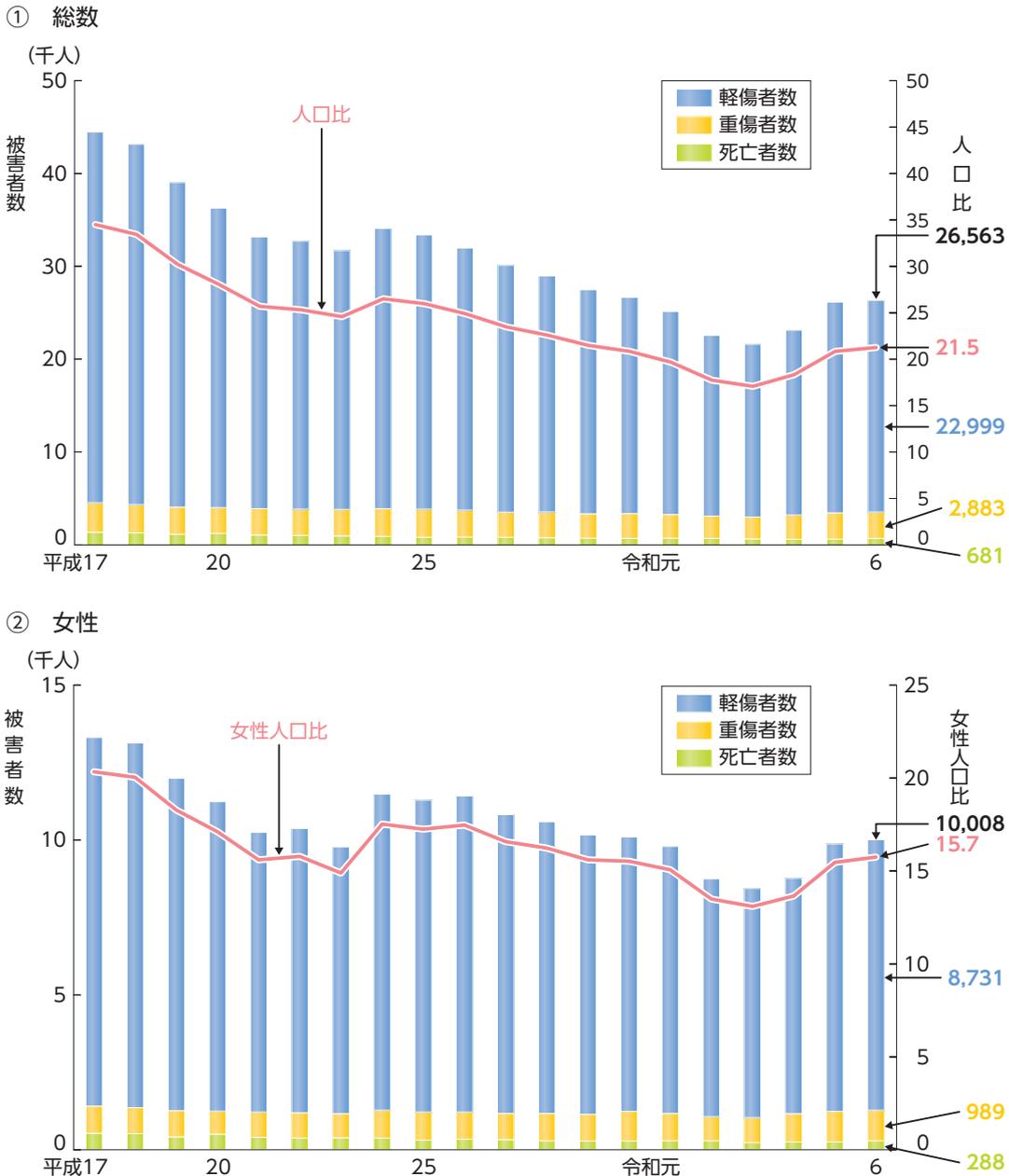
- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。  
 3 年齢不明のものを除く。  
 4 ( ) 内は、各年齢層の構成比である。  
 5 [ ] 内は、女子比又は女性比である。

## 第2節 生命・身体への被害

6-1-2-1図は、生命・身体に被害をもたらした刑法犯について、被害者（死傷者）の人員及び人口比の推移（最近20年間）を見たものである。死傷者総数は平成17年（4万4,465人）から減少傾向にあったが、令和4年から3年連続で増加し、6年は2万6,563人（前年比414人（1.6%）増）であった。死傷者総数に占める女性の比率は、上昇傾向にあり、6年は37.7%（平成17年比7.8pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

6-1-2-1図 生命・身体に被害をもたらした刑法犯 被害者数・人口比の推移（総数・女性）

（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。  
 3 「人口比」は、人口10万人当たりの死傷者総数であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の死傷者総数である。

## 第3節 性犯罪被害

6-1-3-1表は、不同意性交等・不同意わいせつの認知件数及び被害発生率の推移（最近10年間）を見たものである（なお、性犯罪に係る刑法改正については、第1編第1章第2節4項参照）。

6-1-3-1表 不同意性交等・不同意わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

(平成27年～令和6年)

年次	不同意性交等				不同意わいせつ			
	女性		男性		女性		男性	
	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
27年	1,167	1.8	…	…	6,596	10.1	159	0.3
28	989	1.5	…	…	5,941	9.1	247	0.4
29	1,094	1.7	15	0.0	5,610	8.6	199	0.3
30	1,251	1.9	56	0.1	5,152	7.9	188	0.3
元	1,355	2.1	50	0.1	4,761	7.3	139	0.2
2	1,260	1.9	72	0.1	3,995	6.2	159	0.3
3	1,330	2.1	58	0.1	4,111	6.4	172	0.3
4	1,591	2.5	64	0.1	4,503	7.0	205	0.3
5	2,611	4.1	100	0.2	5,840	9.1	256	0.4
6	3,780	5.9	156	0.3	6,629	10.4	363	0.6

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。  
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。  
 4 男性の「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降のものである。

## 第4節 財産への被害

6-1-4-1表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下この節において「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害者がいない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。令和6年の被害総額は、約4,021億円（現金被害額は約2,592億円）であり、これを罪名別に見ると、詐欺によるものが財産犯による被害総額全体の76.5%を占め、次いで、窃盗によるものが19.6%であった。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の8割以上を占めた（CD-ROM参照。特殊詐欺の被害総額等の推移については、1-1-2-8図参照）。

6-1-4-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

(平成27年～令和6年)

年次	強盗		窃盗			詐欺		恐喝		横領		遺失物等横領						
	認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額				
		現金被害額	現金被害額		現金被害額	現金被害額		現金被害額	現金被害額		現金被害額							
27年	2,426	4.5	2.3	807,560	766.6	184.7	39,432	760.9	687.4	2,614	14.2	8.6	1,536	63.2	55.1	26,500	3.5	1.6
28	2,332	8.4	4.0	723,148	706.0	186.1	40,990	665.3	639.3	2,162	9.2	7.0	1,513	80.6	73.4	22,979	3.6	1.7
29	1,852	9.6	7.1	655,498	666.6	182.1	42,571	609.8	570.8	1,946	7.9	7.2	1,413	54.6	46.7	20,408	3.1	1.5
30	1,787	7.3	5.7	582,141	579.7	167.5	38,513	622.9	463.4	1,753	11.2	8.7	1,449	77.3	55.3	18,522	3.6	2.0
元	1,511	4.0	3.0	532,565	633.2	191.3	32,207	469.5	426.0	1,629	9.9	9.1	1,397	72.7	63.6	15,857	3.9	2.5
2	1,397	3.8	2.2	417,291	501.6	167.8	30,468	640.1	592.5	1,446	4.9	3.9	1,388	113.4	102.0	14,154	3.2	1.7
3	1,138	4.9	2.9	381,769	474.0	154.7	33,353	763.0	707.7	1,237	5.8	5.3	1,282	75.5	65.9	11,746	3.3	1.9
4	1,148	10.0	3.6	407,911	585.3	159.9	37,928	876.8	779.9	1,290	5.8	5.0	1,432	126.1	114.1	12,335	4.0	2.1
5	1,361	8.5	1.8	483,695	725.8	182.2	46,011	1,625.8	1,485.6	1,567	7.8	6.7	1,916	141.8	124.9	13,879	9.4	2.7
6	1,370	6.2	2.2	501,507	789.3	185.6	57,324	3,074.7	2,293.2	1,687	6.9	5.9	2,365	137.6	102.1	14,345	5.9	3.0

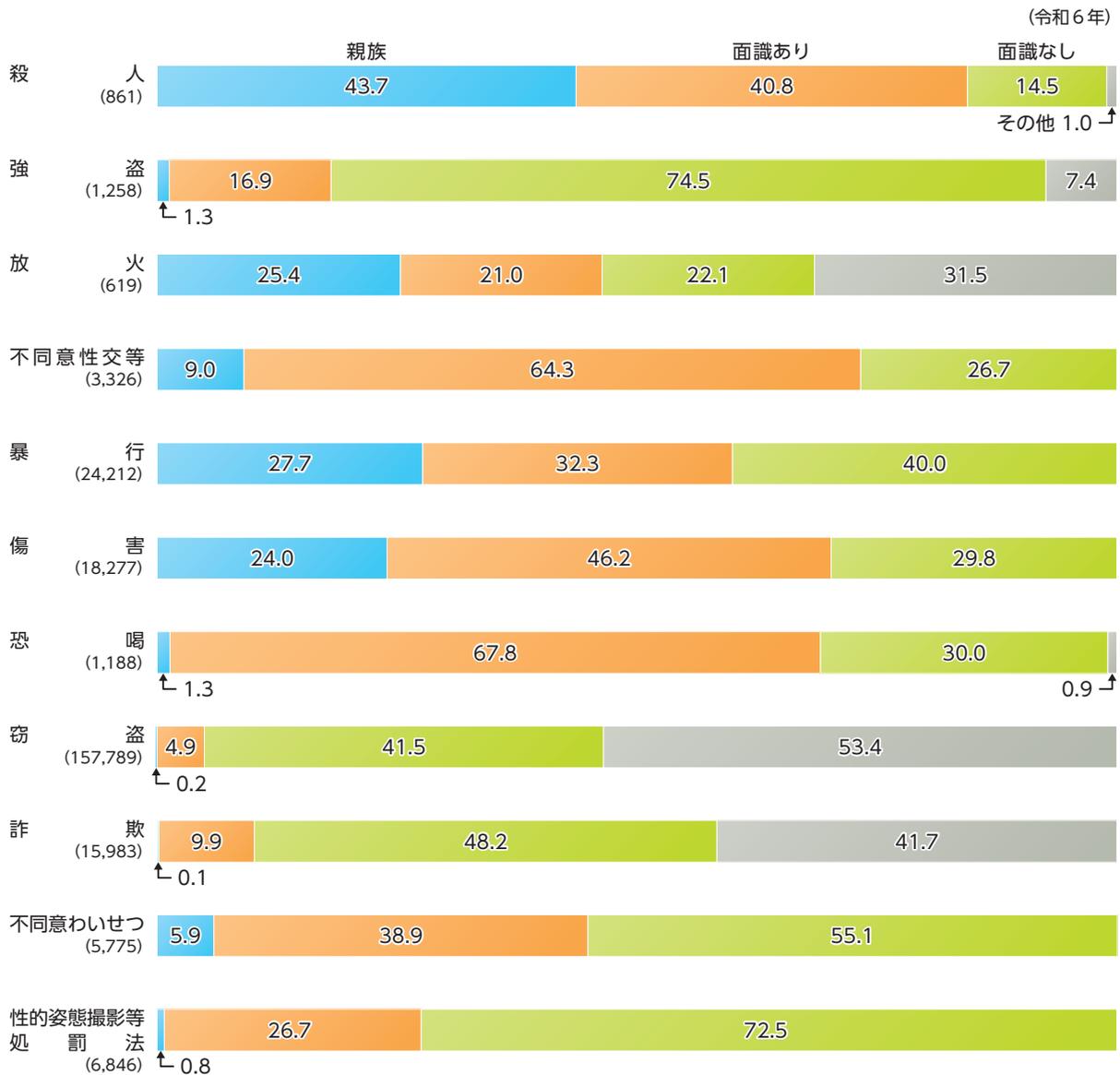
(金額の単位は、億円)

- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。  
 3 「認知件数」は、被害者がいない場合を含む。

## 第5節 被害者と被疑者の関係

6-1-5-1図は、令和6年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、主な罪名ごとに、被害者と被疑者との関係別の構成比を見たものである（一部の罪名について、更にその被害者と被疑者の関係別構成比の推移を見たものとして、7-2-1-7図及び7-2-1-8図参照）。

6-1-5-1図 刑法犯 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。  
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がいない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）。  
 4 ( )内は、件数である。

## 第6節 国外における日本人の犯罪被害

在外公館が邦人援護業務を通じて把握した国外における日本人の犯罪被害件数は、令和5年（2023年）は2,431件（前年比116.7%増）で、その被害者数は2,418人（同100.7%増）であり、いずれも前年より大きく増加したが、令和元年（2019年）の水準には至っていない（外務省領事局の資料による。）。犯罪被害件数を罪名別に見ると、6-1-6-1表のとおりであり、令和5年（2023年）は、窃盗（同134.6%増）、詐欺（同83.3%増）、強盗（同84.0%増）の順に多かった。

6-1-6-1表 国外における日本人の犯罪被害件数

（令和元年（2019年）～令和5年（2023年））

年次	総数	殺人	傷害・暴行	不同意性交等・不同意わいせつ	脅迫・恐喝	強盗	窃盗	詐欺	誘拐	その他
元年	4,823 (100.0)	11 (0.2)	69 (1.4)	25 (0.5)	61 (1.3)	215 (4.5)	4,039 (83.7)	320 (6.6)	－	83 (1.7)
2	1,309 (100.0)	5 (0.4)	53 (4.0)	10 (0.8)	24 (1.8)	80 (6.1)	942 (72.0)	154 (11.8)	－	41 (3.1)
3	713 (100.0)	11 (1.5)	60 (8.4)	9 (1.3)	16 (2.2)	53 (7.4)	343 (48.1)	187 (26.2)	1 (0.1)	33 (4.6)
4	1,122 (100.0)	3 (0.3)	43 (3.8)	17 (1.5)	15 (1.3)	75 (6.7)	710 (63.3)	203 (18.1)	－	56 (5.0)
5	2,431 (100.0)	7 (0.3)	87 (3.6)	25 (1.0)	41 (1.7)	138 (5.7)	1,666 (68.5)	372 (15.3)	6 (0.2)	89 (3.7)

- 注 1 外務省領事局の資料による。  
 2 在外公館で把握している邦人援護事案について計上している。  
 3 「その他」は、テロ等である。  
 4 ( ) 内は、構成比である。

令和5年（2023年）における国外での日本人の犯罪被害による死亡者数は10人（前年比6人増）、負傷者数は86人（同16人増）であった（外務省領事局の資料による。）。

国外においてテロの被害に遭った日本人の死傷者数の推移（最近10年間）は、6-1-6-2表のとおりである。

6-1-6-2表 国外における日本人のテロ被害 死傷者数の推移

（平成26年（2014年）～令和5年（2023年））

区分	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
総数	－	10	10	－	－	6	－	－	－	－
死亡者数	－	6	7	－	－	2	－	－	－	－
負傷者数	－	4	3	－	－	4	－	－	－	－

- 注 1 外務省領事局の資料による。  
 2 在外公館で把握している邦人援護事案について計上している。

刑事司法の各分野においては、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づき、令和3年3月に策定された**第4次犯罪被害者等基本計画**を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組を実施している。

#### 第4次犯罪被害者等基本計画における五つの重点課題

1 損害回復・経済的支援等への取組	37施策
2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	87施策
3 刑事手続への関与と拡充への取組	41施策
4 支援等のための体制整備への取組	84施策
5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	30施策



【第4次犯罪被害者等基本計画】

## 第1節 刑事手続における被害者の関与

### 1 被害申告及び告訴

被害者は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することができるほか、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。被害の申告及び告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものであるが、名誉毀損、器物損壊等の親告罪については、告訴が訴訟条件とされており、告訴がなされない場合又は告訴がなされた後に取り消された場合は、検察官は、公訴を提起することができない。親告罪の告訴については、原則として犯人を知った日から6か月の期間を経過したときはこれを行うことができない。

### 2 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知

検察官は、告訴等があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない。また、不起訴処分をした場合において、告訴人等から請求があるときは、速やかにその理由を告げなければならない。

さらに、検察官等は、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項について通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、公判経過等についても通知を行っている（実施状況については、第7編第3章第1節1項参照）。

### 3 不起訴処分に対する不服申立制度

公訴権は、原則として検察官に付与されているが、検察官の不起訴処分に対する不服申立制度として、検察審査会に対する審査申立て及び管轄地方裁判所に対する付審判請求（「準起訴手続」ともいう。）の制度がある。

### (1) 検察審査会に対する審査申立て

**検察審査会**（現在、全国に165か所が設置されている。）は、選挙人名簿に基づきくじで選定された11人の検察審査員（任期6か月）により組織され、申立てにより又は職権で、検察官の不起訴処分の審査を行い、「起訴相当」、「不起訴不当」又は「不起訴相当」の議決を行う。

検察審査会法（昭和23年法律第147号）の改正（平成16年法律第62号。平成21年5月施行）により、検察審査会が「起訴相当」の議決を行った事件につき、検察官が再度不起訴処分にした場合又は一定期間内に公訴を提起しなかった場合には、検察審査会は、再審査を行わなければならない、その結果、「起訴をすべき旨の議決」（起訴議決）を行ったときは、公訴が提起されることとなる。この場合、公訴の提起及びその維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、検察官の職務を行う。

検察審査会における事件（再審査に係るものを含まない。）の受理・処理人員の推移（最近5年間）は、**6-2-1-1表**のとおりである。令和6年における受理人員のうち、刑法犯（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する自動車運転過失致死傷を含む。）は1,962人であり、罪名別に見ると、文書偽造が339人と最も多く、次いで、傷害（319人）、職権濫用（185人）、偽証（172人）の順であった。特別法犯（自動車運転死傷処罰法違反を含む。）は511人であり、政治資金規正法違反が152人と最も多かった（いずれも延べ人員。最高裁判所事務総局の資料による。）。

**6-2-1-1表 検察審査会の事件の受理・処理人員の推移**

（令和2年～6年）

年次	受 理			処 理					未 済
	総 数	申立て	職 権	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他	
2年	2,141	2,116	25	1,742	11	104	1,400	227	995
3	3,862	3,835	27	3,511	140	242	2,821	308	1,346
4	4,086	4,041	45	4,405	30	137	2,555	1,683	1,027
5	2,735	2,705	30	2,482	5	69	2,153	255	1,280
6	2,480	2,462	18	2,870	8	83	2,378	401	890

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 被疑者数による延べ人員であり、再審査に係るものを除く。  
 3 「その他」は、審査打ち切り、申立却下及び移送である。  
 4 「未済」は、各年末現在の人員である。

検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた事件について、検察官が執った事後措置の推移（最近5年間）を、原不起訴処分の理由別に見ると、**6-2-1-2表**のとおりである。

**6-2-1-2表 起訴相当・不起訴不当議決事件 事後措置状況の推移（原不起訴処分の理由別）**

（令和2年～6年）

年次	措置済総人員				原 不 起 訴 処 分											
					起 訴 猶 予				嫌 疑 不 十 分				そ の 他			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率
2年	102	24	78	23.5	18	9	9	50.0	84	15	69	17.9	—	—	—	—
3	136	34	102	25.0	37	15	22	40.5	97	19	78	19.6	2	—	2	—
4	421	151	270	35.9	290	137	153	47.2	130	14	116	10.8	1	—	1	—
5	128	28	100	21.9	14	6	8	42.9	71	22	49	31.0	43	—	43	—
6	78	15	63	19.2	14	5	9	35.7	63	10	53	15.9	1	—	1	—

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「総数」、「起訴」及び「不起訴維持」は、被疑者数による延べ人員である。  
 3 「起訴猶予」、「嫌疑不十分」及び「その他」は、原不起訴処分の理由である。「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会法施行後の昭和24年から令和6年までの間、検察審査会では、合計で延べ19万2,415人の処理がされ、延べ1万9,421人（10.1%）について起訴相当又は不起訴不当の議決がされた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

検察審査会の起訴相当の議決がされた後、検察官が不起訴維持の措置を執り、検察審査会が再審査した事件のうち、平成21年から令和6年までに再審査が開始されたのは、延べ65人であり、起訴議決に至ったものは延べ16人、起訴議決に至らなかった旨の議決は延べ45人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。平成21年から令和6年までの間、検察審査会の起訴議決があり、指定弁護士による公訴提起がなされて裁判が確定した事件の人員は、12人（有罪2人（自由刑1人、財産刑1人）、無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）10人）であった（法務省刑事局の資料による。）。

昭和24年から令和6年までの間、起訴相当又は不起訴不当の議決がされ、検察官により起訴された人員は、延べ1,874人であった。

昭和24年から令和6年までの間、検察審査会の議決後起訴された人員（指定弁護士による公訴提起を含む。）の第一審裁判では、1,576人が有罪（自由刑571人、罰金刑1,005人）、107人が無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）を言い渡された（最高裁判所事務総局の資料による。）。

## （2）付審判請求

**付審判請求**は、公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度である。地方裁判所は、その請求に理由があるときは、事件を裁判所の審判に付する旨の決定を行い、この決定により、その事件について公訴の提起があったものとみなされ、公訴の維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、その事件について検察官の職務を行う。

令和6年における付審判請求の新規受理人員は430人、処理人員は778人であり、付審判決定人員は1名であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

刑事訴訟法施行後の昭和24年から令和6年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した件数は22件であり、うち13件が無罪（免訴を含む。）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

## 4 公判段階における被害者等の関与

### （1）被害者参加制度

**被害者参加制度**により、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

被害者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、法テラスを經由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。公判期日等に出席した被害者参加人は、法テラスから被害者参加旅費等の支給を受けることができる。

通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-3表**のとおりである。令和6年における同制度の実施状況の罪名別構成比については、**7-3-1-5図**参照。

6-2-1-3表 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

(令和2年～6年)

年次	被害者参加		証人尋問	被告人 質問	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への 委託	国選弁護士 への委託
2年	1,378	(301)	205	569	688	337	135	1,116	614
3	1,523	(356)	241	681	783	407	149	1,246	697
4	1,476	(324)	246	610	651	432	151	1,175	655
5	1,517	(302)	205	612	678	380	109	1,212	650
6	1,768	(420)	228	694	808	508	136	1,357	704

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加の申出があった事件について、それぞれの被害者参加制度において、参加が許可された被害者等の数（延べ人員）であり、当該事件の終局日を基準に計上している。（ ）内は、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものであり、内数である。

3 「論告・求刑」は、刑事訴訟法316条の38に規定された事実・法律適用に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）である。

## （2）被害者等・証人に配慮した制度

### ア 被害者等の意見陳述・証人の保護等

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代えて意見を記載した書面を提出することができる。

公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、適当と認める者を証人に付き添わせる制度がある。これらの制度は、被害者等が公判期日において意見を陳述する場合においても適用される。

刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度としては、**被害者特定事項秘匿決定、証人等特定事項秘匿決定**等がある。

被害者特定事項秘匿決定は、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（以下アにおいて「被害者特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる事件について、被害者等からの申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするものである。証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請は、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる場合等に、検察官が、証拠を開示する際に、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人等に知られないように求めるものである。

証人等特定事項秘匿決定は、証人等の氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項（以下アにおいて「証人等特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認めるときなどに、証人等から申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするものである。また、検察官は、証拠を開示する際、証人等の身体等に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、弁護人に証人等の氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付すことができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができる。

さらに、令和5年法律第28号による刑事訴訟法等の改正（第2編第1章1項（2）参照）により、性犯罪に係る事件や被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあると認められる事件の被害者等の氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項（以下アにおいて「**個人特定事項**」という。）について、①逮捕手続において、個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本

その他の逮捕状に代わるものを被疑者に示すこと、②勾留手続において、個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを被疑者に示すこと、③起訴状について、個人特定事項の記載がない起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下アにおいて「起訴状抄本等」という。）を被告人に送達するとともに、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達するなどすること、④起訴状抄本等が被告人に送達された場合、証拠開示において、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すなどすること、⑤起訴状抄本等が被告人に送達された場合、弁護人に裁判書等の謄本等を交付するに当たり、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すなどすることを可能とする規定の整備がされた（令和6年2月15日施行）。

意見陳述、意見陳述に代えた書面の提出、証人の保護（遮へい、ビデオリンク及び付添い）、被害者特定事項秘匿決定及び証人等特定事項秘匿決定の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

#### イ 刑事和解及び損害賠償命令制度

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者間の当該被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、共同して、その合意の内容を当該被告事件の公判調書に記載することを求める申立てができる。これが公判調書に記載された場合には、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（**刑事和解**）、被告人がその内容を履行しないときは、被害者等はこの公判調書を利用して強制執行の手続を執ることができる。

また、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度（**損害賠償命令制度**）が実施されている。

刑事和解及び損害賠償命令制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

#### ウ 記録の閲覧・謄写

裁判所は、被害者等には原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとされており、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。また、裁判所は、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のために必要があり、相当と認めるときは、閲覧・謄写を認めることとされている。

不起訴事件の記録については、原則として非公開であるが、被害者等が民事訴訟において損害賠償請求権その他の権利を行使するために実況見分調書等の客観的証拠が必要と認められる場合等には、検察官は、関係者のプライバシーを侵害するなど相当でないと認められる場合を除き、これらの証拠の閲覧・謄写を許可している。また、被害者参加制度の対象事件については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、不起訴事件の記録中の客観的証拠については、原則として、閲覧が認められている。

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護			被害者特定事項秘匿決定	証人等特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命	公判記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い					
2年	920	536	1,237	302 (38)	107	3,923	156	25	289	1,140
3	995	638	1,335	412 (92)	133	4,266	182	19	344	1,333
4	947	679	1,374	417 (85)	139	4,081	192	19	281	1,178
5	972	738	1,425	483 (90)	102	4,382	221	17	282	1,201
6	1,050	818	1,374	444 (71)	147	5,658	313	19	368	1,231

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」、「証人等特定事項秘匿決定」、「刑事和解」及び「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。ただし、「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、終局後に判断された場合、判断日を基準に計上している。

3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」及び「証人等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人等の数（延べ人員）である。

4 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。

5 「損害賠償命令」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。

6 「公判記録の閲覧・謄写」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。

7 「ビデオリンク」内の（ ）は、証人を同一構内以外の場所に出張させ証人尋問が行われた証人の数であり、内数である。

## 5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与

被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知している（**被害者等通知制度**）（実施状況については、第7編第3章第2節1項参照）。

また、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるため、被害者等が特に通知を希望する場合で、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和6年は418人に対して通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。加えて、被害者等通知制度の一環として、2年10月から、被害者等からの希望に基づき、それらの者に対し、死刑を執行した事実を通知することとされた。

さらに、令和4年法律第67号による刑事収容施設法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和5年12月施行）。これにより、刑事施設の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②受刑者の処遇要領（同編第4章第3節1項（1）参照）を策定し、矯正処遇及び社会復帰支援を行うに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、改善指導（同節3項（2）参照）を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達すること、などとされた。令和6年において、**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**（前記①及び③）により、被害者等の心情等を聴取した件数は96件、伝達件数は92件であった（法務省矯正局の資料による。実施状況の詳細については、第7編第3章第2節2項参照）。

更生保護における被害者等施策については、①**被害者等通知制度**として、地方更生保護委員会が仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、また、保護観察所の長が仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ被害者等に通知を行うもの（実施状況については、第7編第3章第3節1項参照）、②**意見等聴取制度**として、地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放、少年院からの仮退院の審理又は収容中の特定保護観察処分少年の退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院等、生活環境の調整、保護観察に関する意見等を聴取するもの（実施状況については、同節2項参照）、③**心情等伝達制度**として、保護観察所が、被害者等から希望がある場合に、被害者等から被害に関する心情等を聴取して保護観察中の加害者に伝達するもの（本項後記③を含む実施状況については、同節3項参照）、④**相談・支援**の制度として、主に保護観察所が、被害者等からの相談に応じ、その相談内容に応じて、更生保護における犯

罪被害者等施策についての説明や関係機関等の紹介等を行うもの（実施状況については、同節4項参照）が、それぞれ実施されている。

また、更生保護においては、これらの被害者等施策に加え、令和4年法律第67号による更生保護法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等を踏まえた処遇等についての規定が整備された（令和5年12月施行）。これにより、①更生保護法の規定によりとる措置は、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮して行うこととされ、②地方更生保護委員会が行う被害者等からの意見等の聴取事項として、対象者の仮釈放中の保護観察及び生活環境の調整に関する意見が加えられ、③心情等伝達制度に、保護観察中の加害者への伝達を前提としないで被害者等の心情等を聴取する新たな選択肢を加えて統合し（**心情等聴取・伝達制度**）、④指導監督の方法として、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとることが追加されるなどとされた。

心神喪失者等医療観察法に定める対象行為（第4編第10章第3節1項参照）の被害者等については、平成30年7月から、保護観察所において、当該被害者等が希望する場合には、被害者等に対し、対象者の処遇段階等に関する情報を提供しており、令和6年における情報提供件数は31件であった（法務省保護局の資料による。）。

## 6 少年事件における被害者等への配慮

少年事件については、少年法により、被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の制度、被害者等からの意見の聴取の制度、被害者等に対する審判結果等の通知の制度、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度及び家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度がある。令和6年に、被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が延べ989人（うち相当と認められた人員962人）、意見の聴取が延べ373人（同354人）、審判結果等の通知が延べ1,195人（同1,184人）であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は21件・47人であり、審判状況の説明が認められた被害者等の人員は480人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

このほか、保護処分を受けた少年の処遇状況等に関する事項についても、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合には、少年院の長は、加害少年が収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等について、地方更生保護委員会は、少年院からの仮退院の審理及び収容中の特定保護観察処分少年の退院の審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察の開始・再開・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ通知を行っている（**被害者等通知制度**）（第7編第3章第2節1項（2）及び同章第3節1項参照）。なお、令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が少年院に収容された場合にも、それぞれ同様の通知を行うこととしている。

また、令和4年法律第67号による少年院法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和5年12月施行）。これにより、少年院の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②在院者の個人別矯正教育計画（第3編第2章第4節3項（1）参照）を策定し、矯正教育及び社会復帰支援を行うに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、生活指導（同項（2）ア参照）を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達すること、などとされた。令和6年において、**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**（前記①及び③）により、被害者等から心情等を聴取した件数は39件、伝達件数は37件であった（法務省矯正局の資料による。実施状況の詳細については、第7編第3章第2節2項参照）。

更生保護においては、少年事件においても、意見等聴取、心情等聴取・伝達及び相談・支援の各制

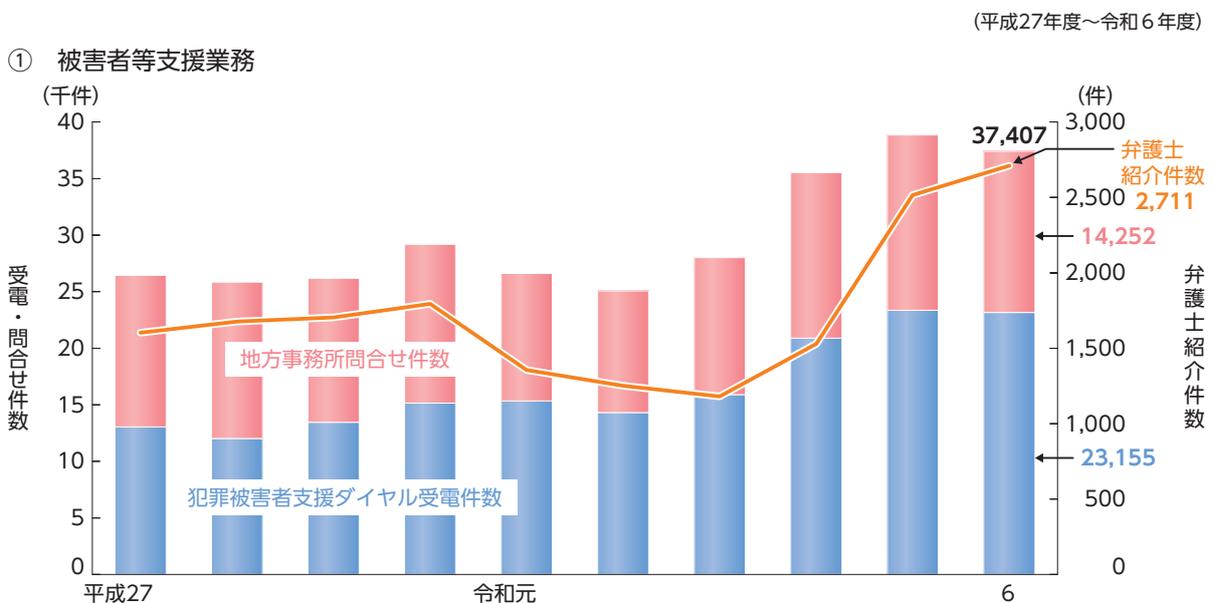
度が実施されている（制度の概要については、本節5項参照。実施状況については、第7編第3章第3節2項、3項及び4項参照）。なお、前記更生保護法の改正（本節5項参照）によって整備された規定の内容は、少年についても同様に適用される（ただし、地方更生保護委員会が行う被害者等からの意見等の聴取事項に関して記載した前記②のうち、「対象者の仮釈放中」は、「対象者の少年院からの仮退院中（特定保護観察処分少年は退院後）」となる。）。

## 7 法テラスによる被害者等に対する支援

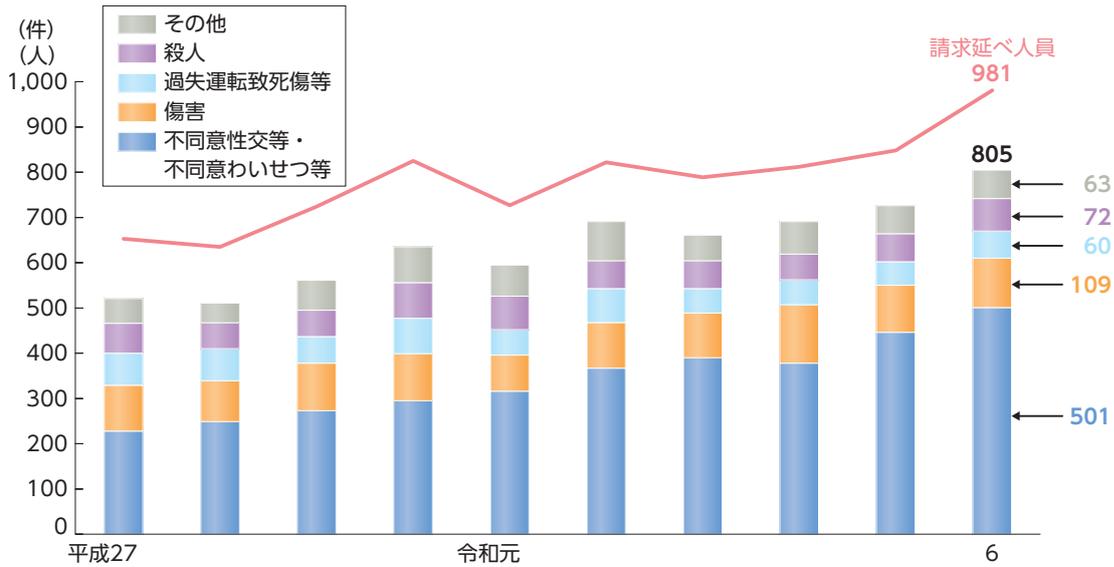
法テラス（第2編第1章2項参照）は、被害者等に対する支援業務を行っている。その業務内容は、コールセンター及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、被害者等の支援について経験や理解のある弁護士の紹介等を行うものである。また、法テラスは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行っている。

法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移（最近10年間）については、6-2-1-5図のとおりである。令和6年度における犯罪被害者支援ダイヤルでの受電件数は2万3,155件（前年度比208件減）、地方事務所での犯罪被害・刑事手続等の問合せ件数は1万4,252件（同1,229件減）であり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は2,711件（同195件増）であった。また、同年度の被害者参加人からの国選被害者参加弁護士選定請求件数は、805件（請求人員延べ981人）であり、罪名別にその件数を見ると、不同意性交等・不同意わいせつ等501件（62.2%）、傷害109件（13.5%）、殺人（自殺関与・同意殺人を含まない。）72件（8.9%）、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）60件（7.5%）であった（法テラスの資料による。）。

6-2-1-5図 法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移



② 国選被害者参加弁護士選定請求件数（罪名別）・請求延べ人員



注 1 法テラスの資料による。  
 2 「殺人」は、自殺関与・同意殺人を含まない。  
 3 「過失運転致死傷等」は、業務上（重）過失致死傷を含む。

平成28年法律第53号による総合法律支援法（平成16年法律第74号）の改正により、平成30年1月から、法テラスにおいて、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、必要な法律相談を実施することを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されている（児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪については、第4編第6章参照）。令和6年度におけるDV等被害者法律相談援助の実施件数は1,758件（前年度比188件増）であった（法テラスの資料による。）。

令和6年4月に総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が成立し、犯罪被害者やその家族を早期の段階から包括的かつ継続的に援助するための制度（**犯罪被害者等支援弁護士制度**）が導入されることとなった（8年1月施行）。同法の施行により、法テラスの業務に、一定の被害者等であって、必要な費用の支払により生活の維持が困難となるおそれがあるものについて、必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等にこれらに必要な法律事務等を取り扱わせることが追加されることとなる。

## 8 地方公共団体における被害者支援に向けた取組

令和3年度以降、第4次犯罪被害者等基本計画の下、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う地方公共団体の総合的対応窓口の充実・周知の促進や、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定及び計画・指針の策定が行われている。平成31年4月以降、全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されている上、令和6年4月1日現在、47都道府県、16指定都市及び847市区町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この章において同じ。）において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例が制定され、47都道府県、15指定都市及び329市区町村において、犯罪被害者等支援に関する計画・指針が策定されている（警察庁長官官房の資料による。）。

### 1 犯罪被害給付制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者及びその遺族に対し、**犯罪被害者等給付金**が支給される。令和6年度の犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は299人（裁定件数351件）であり、裁定総金額は9億7,249万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。なお、6年6月14日に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され（翌15日施行）、犯罪被害者等給付金における、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額が引き上げられたほか、遺族給付基礎額の算定において新たな加算額が設けられた。

### 2 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、**国外犯罪被害弔慰金**として被害者一人当たり200万円が、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に対し、**国外犯罪被害障害見舞金**として一人当たり100万円が、それぞれ支給される。令和6年度において、国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は、4人（裁定件数5件）であり、裁定総金額は800万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

### 3 被害回復給付金支給制度

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により、没収・追徴した犯罪被害財産等や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、**被害回復給付金**が支給される。令和6年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは13件であり、開始決定時における給付資金総額は約15億7,044万円であった（官報による。）。

### 4 被害回復分配金支払制度

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込を利用して行われた詐欺等の犯罪行為の被害者に対する**被害回復分配金**の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めており、これにより、特殊詐欺等による財産的被害の迅速な回復が図られている。令和6年度に金融機関から被害者に対して支払われた被害回復分配金の総額は、約49億1,139万円であった（預金保険機構の資料による。）。

### 5 自動車損害賠償保障制度

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることなどを目的としている。自動車損害賠償保障制度の中核となっているのは、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下この項において「自賠責保険等」という。）である。

さらに、自賠責保険等を補完するものとして、政府が行っている自動車損害賠償保障事業がある。これは、加害者を特定できない「ひき逃げ事故」や有効な自賠責保険等が締結されていない「無保険」（無共済を含む。以下この項において同じ。）の自動車による事故の場合には、自賠責保険等による救済を受けられないため、政府が被害者に対して損害額を<sup>てん</sup>填補するものであり、その保障金は、同事業が行う損害の填補の基準に基づき支払われる。令和6年度の自動車損害賠償保障事業による保障金は、ひき逃げ事故について233人、無保険車による事故について108人に支払われた。支払額は、死亡者一人当たり平均約2,086万円、負傷者一人当たり平均約87万円であった（国土交通省物流・自動車局の資料による。）。

なお、政府は、自動車損害賠償保障事業のほか、自動車事故対策事業として、被害者支援及び事故防止に関する事業を実施しており、令和4年6月、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第65号）により、同事業が「被害者保護増進等事業」として新たに位置付けられた。これにより、5年4月から自動車損害賠償保障事業と被害者保護増進等事業は、一体として新たな自動車事故対策事業として実施されることとなり、安定的・持続的に事業を実施できる仕組みへの転換が図られた。

## 6 地方公共団体による見舞金制度等

一部の地方公共団体は、犯罪被害者等に対する見舞金支給制度や生活資金の貸付制度を導入している。令和6年4月1日時点で、犯罪被害者等を対象とする見舞金支給制度を導入している地方公共団体は、21都道府県、17指定都市及び863市区町村であり、貸付制度を導入している地方公共団体は、2都道府県、1指定都市及び10市区町村であった（警察庁長官官房の資料による。）。

## 第3節 人身取引被害者保護

人身取引は重大な人権侵害であり、令和4年12月、犯罪対策閣僚会議において、近年の人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、人身取引対策行動計画2014を改定した**人身取引対策行動計画2022**が策定され、潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知、外国語による窓口対応の強化、技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底等の施策が掲げられた。

女性の人身取引被害者については、必要に応じ、女性相談支援センター（令和6年4月から婦人相談所が名称変更）が一時保護を行い、又は民間シェルター等に一時保護を委託するなどして、その保護を行っている。5年度においては、婦人相談所が一時保護を行った被害者数は6人であり、平成13年度から令和5年度までに一時保護された被害者数（婦人相談所が民間シェルター等に一時保護を委託した者を含む。）は、累計487人であった（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。外国人の人身取引被害者については、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にあっても、在留特別許可による法的地位の安定化を図っており、平成17年以降の累計で195人に在留特別許可がなされた。令和6年には、人身取引被害者7人を保護したが、いずれも在留資格を有していた（出入国在留管理庁の資料による。）。

このほか、**国際移住機関（IOM）**は、警察、出入国在留管理庁、女性相談支援センター等と連携し、人身取引被害者に対する帰国支援等の事業を行っており、令和6年には1か国15人（同事業が開始された平成17年5月以降の累計で9か国377人）に対する帰国・社会復帰支援が行われた（国際移住機関の資料による。）。